水洗便所改造資金借入申請手順

1　改造前の便所、改良する際に支障となり撤去する施設等の写真を撮影する。
（便槽、浄化槽、雑排槽、管埋設に支障となる ます、管、便所等）

2　水洗便所に改造するための費用を算出し、見積書を作成する。

3　申請者に、**水洗便所改造資金借入申請書**、**納税証明書交付申請書**、**口座振込依頼書**、**口座振替依頼書（３枚複写）**、**水洗便所改造資金借用証書**に必要事項を記入してもらう。
納税証明書交付申請書・納税証明書（滞納の無い証明書）は市の窓口に持参し、納税証明書に押印してもらってください。申請者、連帯保証人の両名分必要です（収納課・各支所・出張所で発行）。
なお、連帯保証人を市外居住の家族（祖父母、父母、兄弟姉妹、子、孫）とする場合には、**申立書**と**所得の額を証明する書類**（所得証明書等）の提出が必要です。
また、申請者も市外居住者の場合、**本籍入りの住民票等、続柄を証明する書類**も提出。

4　排水設備等計画確認申請書の提出と**同時**に、市に必要書類を提出する。
・**水洗便所改造資金借入申請書**
・**改修前写真**
・**見積書**
※　市の査定に必要なので、一式ではなく具体的な数量を記載して下さい。
（ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄの切断距離・破砕面積、新設ますの個数、敷設管延長等）
・**納税証明書（滞納の無い証明書）**　申請人と連帯保証人両名分
・※連帯保証人が市外居住者の場合、**申立書**及び**所得の額を証明する書類**。また、申請者も市外居住の場合、**本籍入りの住民票等、続柄を証明する書類**
・**口座振込依頼書**

5　市は、提出書類に不備が無いか等を審査し、貸付工事費を査定し貸付金額を決定し、水洗便所改造資金貸付決定通知書を発行する。
申請人＝借受人（貸付けの決定通知を受けた者）

6　排水設備等計画確認書、水洗便所改造資金貸付決定通知書を受け取り工事に着手する。

7　工事完了後、排水設備等完工届を提出し、市の検査を受ける。

8　検査合格し検査済書が交付された後、市に必要書類を提出する。
・**水洗便所改造資金借用証書**
（借受人及び連帯保証人が実印を押し、**収入印紙**を両人が実印で割ったもの）
・**印鑑証明書（借受人及び連帯保証人それぞれ一通）**を提出する。
※　借用証書の提出は、検査済書の交付日以降となります。
※　収入印紙は借入金額が１０万円までは２００円、１０万円を超えると４００円です。

9　借受人は**口座振替依頼書（３枚複写）**を金融機関に提出し、償還金の振替依頼をする。
（市の窓口に提出しないで下さい）

※　貸付金は工事が完了し、検査済書が交付され、水洗便所改造資金借用証書（不備の無いもの）が２０日まで提出されればその月の末日に、２０日を過ぎると翌月の末日に振り込まれます。
（ただし、１２月・２月・３月は２０日より締め切りが早い場合がありますのでご注意下さい）

必要な書類一覧

◎市（下水道施設課）に提出するもの

申請のとき（工事着工前） ★排水設備等計画確認申請と同時に提出すること。		
□	**水洗便所改造資金借入申請書**	昨年度収入額等記載漏れが無いこと。 認め印でも良い。
□	**納税証明書（滞納のない証明書）**	申請人、連帯保証人それぞれ必要です。 納税証明書交付申請書で市収納課、支所等に申請し、証明を受けたもの。
□	**見積書**	市の査定に必要なので、一式ではなく具体的な数量を記載して下さい。 （ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄの切断距離・破砕面積・復旧面積、新設ますの個数、敷設管口径延長等）
□	**着工前写真**	改造前の便所、改良する際に支障となり撤去する施設等の写真を撮影する。 （公共ます、便槽、浄化槽、雑排槽、管埋設に支障となる ます、管、便所等）
□	**口座振込依頼書**	口座番号、名義人等誤りが無いこと。 ゆうちょ銀行は振込用口座も記入して下さい。
□	**※申立書及び所得を証明する書類等**	連帯保証人が市外居住者の場合に必要です。 申請者も市外居住の場合は**本籍入りの住民票等、続柄を証明する書類**も提出してください。

審査により貸付できる場合に「水洗便所改造資金貸付決定通知書」を交付します。

検査合格後　申請人＝借受人（貸付けの決定通知を受けた者） ★排水設備の工事の完工検査を受け、手直し等終了し、検査済書が市から交付された後。		
□	**水洗便所改造資金借用証書**	借受人及び連帯保証人が実印を押し、収入印紙を貼ったもの。 日付は検査済み書交付日以降です。 水洗便所改造資金貸付決定通知書を参考にして下さい。（分からなければ下水道施設課窓口で相談して下さい） ※借用証書は日付・金額等記載が間違っていると借受人・連帯保証人の実印と「〇〇字抹消〇〇字挿入」という方法での訂正が必要となりますので、注意して下さい。
□	**収入印紙**	借用証書に貼ること。 ※収入印紙は借入金額が１０万円までは２００円、１０万円を超えると４００円です。
□	**印鑑証明**	借受人、連帯保証人それぞれ必要です。

◎銀行・農協等の金融機関に提出するもの

□	**口座振替依頼書（３枚複写）**	工事完成後すみやかに金融機関に提出して下さい。（金融機関の確認後、市に報告があります）